

以下メール本文より抜粋

本日はお疲れ様でした。

発言した2点を補足しさらにもう一点加え、以下、私の意見とさせていただきます。

1. 国と自治体の役割及び評価の原理的基準について

食品リサイクルの方式を決定するにあたって考慮すべき要因は以下に示すように多岐にわたっており、国は問題の構造と原理的評価軸、および境界条件や許容範囲を示し、改正地方自治法の精神にのっとって、自治体が、自ら個々に課題を分析し、合理的な方針を確立し実施することを助けるべきである。

問題にかかわる要素と評価軸の多様性：

地域や廃棄物の種類、発生形態、廃棄物事業者の在非、近隣にある施設（農業、畜産業、熱需要、送電線、道の駅、病院、下水処理場等）、市民の認識の水準、合併等に伴う自治体諸事情等々により異なるほか、その評価基準も、①発生抑制、②再利用、③リサイクル（飼料化、肥料化、エネルギー転換）、④熱回収とその利用、⑤土壤その他への蓄積効果・最終処分、⑥コスト、⑦輸送を含む全プロセスのエネルギー収支とCO<sub>2</sub>発生抑制、⑧市民・企業・行政等の地域主体の協働と意識的取組の促進、など。

原理的基準については：リサイクルのために、過大な投資やランニングコストをかけること、エネルギー収支の成り立たないプロセスを容認することは許されない。エネルギー利用についても同じ。そもそも食品残さはバイオマスの中のさらにごくわずかであり、ガス化・エネルギー変換がFITにより経済性があつてもCO<sub>2</sub>削減としての意味は少ない。財政的補助対象とすべきかどうかもFITの基本原則から考えて微妙である。むしろ、⑧を重視し、それによって発生抑制や効果的な分別・再利用が進むことを重視すべきである。一方、倫理に偏重した視点から熱回収・焼却を敵視すべきではない。

2. 1に述べた多様な要因を考慮し検討するためには、それらを定量的に扱うことでのき、しかも、市民との対話や、行政の政策立案に使えるユーザーフレンドリーな公共的データベースの構築が必要である。私がかつて開発したPEGASUSはそのような方向を目指したものだが、現状の課題には対応できていない。国はそのようなデータベースの開発を主導すべきである。改正食リ法では、リサイクルの在り方が「科学的定量的根拠を十分踏まえつつ、社会の各セクターと市民の合意形成と協働の精神を大切にして決められるべきであり、国はそのような条件の整備に責任を持つ。」といった形でその方向性を表現していただきたい。

3. それと関連することとして、国は、そのような合理的かつ社会的側面を重視した検討を自治体が進めることを助けるため、省庁の連携で自治体職員研修を定期的に行うことにしていただきたい。24年度から総務省・経産省の協同で行われている再エネ自治体職員研修や新エネルギー等共通基盤整備促進事業なども一つの先行事例ではないか。

堀尾正鞠

東京農工大学名誉教授・龍谷大学政策学部教授